

しらやま振興会会則

(名称)

第1条 本会は、しらやま振興会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を白山公民館内に置く。
この事務所に事務局員を会長の指名により置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、白山地区（以下「地区」という。）住民の相互信頼と協働により、あふれる自然を活かした明るく・住み良いまちづくりを推進する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 振興計画の策定と推進に関する事業
- (2) 地域の振興と発展に寄与する事業
- (3) 地区内外の交流推進に関する事業
- (4) 自然環境保全に関する事業
- (5) 社会福祉推進に関する事業
- (6) 健康増進、スポーツ振興に関する事業
- (7) 文化、歴史に関する推進事業
- (8) 青少年健全育成に関する事業
- (9) 安全、防犯、防災に関する推進事業
- (10) 各事業の広報に関する事業
- (11) 社会教育講座に関する事業
- (12) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会の会員は、地区住民及び本会の目的に賛同する地区内外の個人・各種団体および事業所とする。

2 本会は、年齢、性別、社会的地位を問わず誰もが自由に参加できる。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

| | |
|----------------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 専門部長 | 7名 |
| 専門部副部長 | 7名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 副事務局長 | 2名 |
| 事務局次長（専門部会事務局） | 7名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 専門部会計 | 7名 |
| 参与 | 1名 |
| 監 事 | 2名 |

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、男女同数を基本に、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、副事務局長、会計責任者、監事は、会員の中から運営委員会において選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 会長は、複数の副会長の会長代理順位を定め、運営委員会の承認を得る。

- (3) 専門部長、副部長、事務局次長、各部会計は、専門部毎に互選し、総会の承認を受ける。
- (4) 事務局次長は専門部事務局をもってあてるものとする。
- (5) 参与は、地区公民館長をもってあてる。

(役員の責務)

第8条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。及び担当専門部の事業・計画等に参画する。
- (3) 事務局長、副事務局長、会計責任者、部会会計、専門部会計は、庶務会計の事務処理にあたる。
- (4) 専門部長、副部長は専門部を代表し、専門部を統括する。
- (5) 事務局次長は専門部の事務処理にあたる。
- (6) 監事は、会計、資産の状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。
- (7) 参与は、事業実施・計画策定に関する相談及び社会教育講座事業の指導監督を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員の中で欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、運営委員会、専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、各集落(別表1)、区長会、各種団体、事業所並びに公募による振興委員をもって構成する最高の議決機関であってこの会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

- 2 定期総会は、会長の招集により毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または振興委員の3分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。
- 4 総会は、委任状を認め、振興委員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席者及び委任状を含めた過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長が決するものとする。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
 - ① 地域振興計画
 - ② 会則の改正
 - ③ 事業計画及び予算
 - ④ その他運営委員会で必要と認めた事項
- 6 総会には、次の役員をおく
議長1名 書記1名 議事録署名人2名
- 7 議長は、出席委員の中から会長が指名し、出席委員の承認により選出する。
- 8 書記、議事録署名人は、議長が指名する。ただし、議事録署名人は、出席委員の中から選出する。
- 9 議長は、総会の議事進行を行う。
- 10 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。なお、議事録は、事務局が保管する。

(振興委員)

第12条 振興委員は区長会、各集落、各種団体、事業所、公募より次のとおり選出し、本会に届出、各専門部に所属する。なお任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 各集落の振興委員は別表1のとおりとする。
- (2) 各種団体の振興委員は2名以内（原則男女同数）とする。
- (3) 公募による振興委員は定数なしとする。
- (4) 各事業所の振興委員は各1名とする。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、各専門部長、各専門副部長、事務局長、副事務局長、会計責任者、事務局次長、各専門部会計及び参与をもって構成し、会長が召集し次の事項を審議し、事業を実行する。監事は必要に応じ運営委員会に出席して意見を述べることができる。

- ①本会運営の基本事項
- ②地域振興計画
- ③総会に付議する事項
- ④緊急を要する重要事項
- ⑤ その他必要な事項

(専門部会)

第14条 専門部会は、区長会、各集落（別紙1）、各種団体、公募及び事業所より選出された振興委員をもって構成し、部員の互選により部長1名、副部長1名、事務局1名、会計1名を選出する（男女同数を基本とする）。

- 2 専門部会は、部長が招集し、事業の企画、調整、運営実行を行う。
- 3 専門部会は、次の部とし、その主たる事業は次のとおりとする。

- ① ふるさとふれあい部
地区内の交流推進に関する事業
文化、歴史に関する推進事業
- ② 自然環境部
自然環境保全に関する事業
- ③ 福祉健康部
社会福祉推進、健康増進、スポーツ振興に関する事業
- ④ しらやまっこ育成部
青少年の健全育成に関する事業
- ⑤ 安全防災部
安全、防犯、防災に関する事業
- ⑥ 広報部
広報等に関する事業
広く地区民等から意見を聞く事業
- ⑦ 施設運営部
越前市公の施設に係る指定管理に関する事業

- 4 専門部の事務、会計は各部が本会の事務局と連携を図り行うものとする。

(会計)

第15条 本会の経費は、交付金、助成金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の経費は、総会で議決された予算の範囲内において、運営委員会の承認により、用途の変更及び流用をすることができる。
- 3 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 4 既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、運営委員会の承認により、補正予算の調整をするものとする。

(情報等の公開広報)

第16条 本会の会議等は、公開を原則とし、事業計画、予算決算についても、地区住民に広く周知するものとする。

- 2 会員はいつでも本会の会計・帳簿及び議事録等の閲覧を申請することができる。
- 3 前項の規定による閲覧申請があった場合は、会長は遅滞なくこれを許可し、関係者立会いの上、閲覧させなければならない。

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。顧問は運営委員会において選出し、会長が委嘱する。委嘱期間は1年とする。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

- 2 この会則を補完し運営を円滑にするために、細則を運営委員会に諮り別に定めることができる。
- 3 区長は各集落において区長が行う業務、行政協力業務、その他必要業務を行うものとする。
- 4 区長会は行政協力協定の締結に関する事項を会長に一任する。

- 附則
- 1 この会則は、平成16年 2月28日より施行する。
 - 2 この会則の規定にかかわらず、役員、振興委員の任期等は平成16年度から適用とする。
 - 3 平成15年度の会計年度はこの会則の実施の施行する日から、平成16年3月31日までとする。
 - 4 平成16年4月29日に一部会則の改正 (第6条・第7条・第8条・第14条)
 - 5 平成18年4月22日に一部会則の改正 (第6条・第7条・第8条・第14条)
 - 6 平成20年4月19日に一部会則の改正 (第4条・第6条・第14条)
 - 7 平成21年4月18日に一部会則の改正 (第6条・第7条)
 - 8 平成22年4月17日に一部会則の改正 (第6条・第14条)
 - 9 平成24年4月21日に一部会則の改正 (第4条・第6条・第7条・第8条・第12条・第14条)
 - 10 平成25年4月20日に一部会則の改正 (第17条)
 - 11 平成26年4月19日に一部会則の改正 (第6条・第14条)
 - 12 平成27年4月25日に一部会則の改正 (第6条・第12条・第14条)
 - 13 平成28年4月23日に一部会則の改正 (第6条・第14条・第15条・18条)

別 表 1

各集落振興委員数 (区長以外)

| 世帯数 | 振興委員数 | 備 考 |
|-------------|------------|-------------|
| 10戸未満 | 2名以内 | 2名の場合は男女各1名 |
| 10戸以上～40戸未満 | 2名 (男女各1名) | |
| 40戸以上～80戸未満 | 4名 (男女各2名) | |
| 80戸以上 | 6名 (男女各3名) | |